



# 埼玉県報

第 2 2 7 7 号  
平 成 2 3 年 4 月 8 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務に関する入札公告\(入札企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例の規定により知事が定める出資法人の名称変更\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例の規定により知事が定める出資法人の名称変更\(産業労働政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [笠原土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員就任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業大串地区\(区画整理事業\)の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [三芳町北松原土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [総合文書管理システム開発業務委託に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道羽生外野栗橋線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一三 四一

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十号中「災害時等において」を「災害又は交通機関の事故等の際して」に改め、同項第十一号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十一条第一項第十六号中「おいて五日」の下に「（任命権者が委員会と協議して定めるときは、十日）」を、「あつては五日」の下に「（任命権者が委員会と協議して定めるときは、十日）」を、「あつては、三十八時間四十五分」の下に「（任命権者が委員会と協議して定めるときは、七十七時間三十分）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人文化交流創生協会
- 三 代表者の氏名  
渡邊 高次
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県児玉郡上里町大字七本木六百三十二番地十二
- 五 定款に記載された目的  
文化交流創生協会は、文化交流活動とおして、環境創生と共に、環境保全・文化活動支援など、児童から高齢者まで生きがいとやすらぎのある、安全で安心な地域社会及び地域の活性化づくり等を実践する活動を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人マハボデイソサエティーオブジャパン

（変更後）特定非営利活動法人福寿草

三 代表者の氏名

須賀 則明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町大字貫井百番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、インド・スリランカを拠点にアジア各国の優れた芸術、文化、音楽を通じて、人間の文化的意識を昇華したものである文化活動や芸術文化をさらに身近なものとし、豊かな心と潤いのある生活文化を実現できるよう効果的な情報発信を心がけ、広く文化芸術の振興を図ることを目的とする。

（変更後）この法人は、国内企業の海外進出及び海外企業の国内進出することについての支援を行う。

介護を必要とする高齢者に対し、住宅及び介護サービスを提供し、安心した社会生活を営むことができる場を提供する。

また、身体障害者が社会的生活を営むことができるようにするため、就業の場及び住宅を提供する活動を通じて、豊かな心と潤いのある生活文化を実現できるよう効果的な情報発信を心がけ、広く文化生活の振興を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成23年6月1日(水)から平成26年1月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県総務部入札企画課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と類似の業務を過去2年の間に複数回請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 飯山、町田 電話048-830-2263(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月19日(木)正午まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月18日(水)

午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札企画課 平成23年5月19日(木)午後2時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年4月21日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年4月20日（水）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。



(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Operation of the Saitama Electronic Bidding System “ Helpdesk ”

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: 5: 00 p.m., May 18, 2011

By the electronic bidding system: 12:00 noon, May 19, 2011

(3) Contact Information:

Bidding Services Planning Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, 330-9301

Ph. 048-830-2263

## 告 示

埼玉県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Active Asian Association

三 代表者の氏名

岩 崎 照 皇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区松木二丁目三十二番九号 グリーン十一号館三階

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国との国際協力をとおして、日本とアジアの人々の人材・技術交流、雇用機会の拡充、生活改善、諸国の環境保全や経済発展に寄与貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百五十九号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第七号中「財団法人埼玉県中小企業振興公社」を「財団法人埼玉県産業振興公社」に改める。

# 告 示

埼玉県告示第四百六十号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第五号中「財団法人埼玉県中小企業振興公社」を「財団法人埼玉県産業振興公社」に改める。

# 告 示

埼玉県告示第四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ川越店

埼玉県川越市豊田町三丁目十二 一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社二トリホールディングス 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十一月二十六日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千七百二十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六十台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五十立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年三月二十五日

二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山駅前ファッションモール

埼玉県東松山市箭弓町一丁目十六番十八号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十三年三月十四日

## 告 示

埼玉県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートリアル神保原店

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町四百九十四 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ジャスコ神保原駅前店

（変更後）メガセンタートリアル神保原店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者名

（変更前）イオン株式会社 代表者 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計六者

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表者 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

### ハ 変更年月日

平成二十二年四月二十一日

### ニ 届出年月日

平成二十二年四月二十七日

### 二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで



□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）株式会社西友 東松山店

（変更後）西友東松山店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）日本工営株式会社 代表取締役 高橋修

（変更後）日本工営株式会社 代表取締役 廣瀬典昭

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジツスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 外 計十六者

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十一者

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

## ニ 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友

代表執行役 エドワード・ジエームズ・カレッジスキー

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 外 計三者

（変更後）合同会社西友

職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャメリア

埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県川口市本町四丁目三百二十四番地

（変更後）埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）齋藤悦子 東京都品川区大井五丁目三番二十一号

メゾン・ラファイーネ三百十三

田中幸子 埼玉県さいたま市中央区上落合六丁目九番三十七

二百八号

（変更後）齋藤悦子 北海道千歳市幸町六丁目十八番地の二

田中幸子 東京都練馬区南大泉二丁目五番二十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 外 計六者

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計五者

## ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十二年十二月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 川口芝店

埼玉県川口市大字芝字梅ヶ坪四千四百四番一号外

（変更後）西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）小泉尚久

埼玉県川口市大字芝六千三百四十五番地

（変更後）小泉尚久

埼玉県川口市芝新町十番九 五百一号第五メゾン小泉芝新町

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

## 八 変更年月日

平成二十二年二月一日外

## 二 届出年月日

平成二十二年十二月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
笠原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住  
所について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	宮澤 刃太郎	埼玉県鴻巣市郷地二千六百二十二番地
同	藤村 正彦	同 笠原二千七百九十番地
同	田沼 茂	同 七百二十二番地の三
同	鯨井 文雄	同 千百七十六番地一
同	酒巻 和生	同 千八百八十九番地
同	大塚 進	同 三千六十九番地の二
同	栗原 幸男	同 二千六百三十二番地
同	松村 榮司	同 郷地九百十六番地
同	笹本 始	同 四百七十一番地二
同	中根 林造	同 三百一番地
同	梶山 守	同 三十五番地
同	原口 敏忠	同 安養寺二百八番地
同	田沼 修一	同 四百三番地
監事	荒井 英昭	同 郷地四百八十番地
同	中島 武二	同 笠原千五百八番地の一
同	中根 正三	同 二千二百二十四番地
同	黒沼 昭征	同 安養寺百七十三番地の一

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	中島 信一郎	埼玉県鴻巣市笠原千五百三十一番地
同	宮澤 刃太郎	同 郷地二千六百二十二番地
同	田沼 茂	同 笠原七百二十二番地の三
同	鯨井 英一	同 千九百十九番地の二
同	大塚 英夫	同 二千九百五十八番地
同	藤村 正彦	同 二千七百九十番地

理事	鈴木茂	埼玉県鴻巣市笠原二千四百七十七番地
同	中根敏夫	同 郷地七百四十番地
同	今井英男	同 四百九十二番地二
同	中根林造	同 三百一番地
同	竹村公美	同 十六番地
同	原口賢一	同 安養寺百十一番地
同	黒沼幸子	同 三百五十三番地
監事	原口敏忠	同 二百八番地
同	荒井利雄	同 笠原千百六番地
同	栗原幸男	同 二千六百三十二番地
同	笹本始	同 郷地四百七十一番地二

# 告 示

埼玉県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	清 水 清 一	埼玉県さいたま市岩槻区大字高曾根千五百三十番地
同	田 口 稔	同 同 末田二千五百九十番地
同	岡 本 紀 彦	同 越谷市大字西新井千四十一番地

# 告 示

埼玉県告示第四百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県秩父郡皆野町大字三沢字府地ノ上五―三二の五、五一六六の三
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
農道用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第四百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字栗和田二六九五の七、二六九五の八、二七

二の四、二七 二の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

# 告 示

埼玉県告示第四百七十二号

県営土地改良事業大串地区（区画整理事業）の工事を平成二十三年三月十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告示

### 埼玉県告示第四百七十二号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 河川の名称

原市沼川

#### 二 指定に係る河川区域の存する区間

原市沼調節池 下の池1

右岸 上尾市大字瓦葺字古川十一番一地先から北足立郡伊奈町大字小室字中島  
千九百四十七番一地先まで

原市沼調節池 下の池2

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字中島千九百三十三番一地先から同郡同町大字  
字同字千九百四十六番地先まで

原市沼調節池 中の池1

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字間ノ谷二百五十番一地先から同郡同町同大字  
字志ノ崎千八百四番地先まで

#### 三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域



# 告 示

埼玉県告示第四百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町北松原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年四月三十日から

平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

三芳町大字藤久保字富士塚の一部、字浅間後元上南畑分の一部、字富士塚元上  
南畑分の一部、字北松原元上南畑分の全部、字上荒久元上南畑分の一部、字永久  
保元上南畑分の一部

四 事務所所在地

三芳町大字藤久保三千八百五十一番地

五 設立認可の年月日

平成三年四月三十日

六 変更認可の年月日

平成二十三年四月八日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

総合文書管理システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成23年12月31日(土)まで

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2243 ファクシ  
ミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月23日（月）午後1時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月20日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年5月23日（月）午後1時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年5月23日（月）午後1時45分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年5月16日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2(2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年4月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通)）へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Development of General Document Management System software

(2) Time - limit for tender:

By the electronic tender system; 1:30 p.m., May 23, 2011

By mail; 5:00p.m., May 20, 2011

In person; 1:30 p.m., May 23, 2011

(3) Contact point for the notice:

Property Management Section,

Finance Division, Finance Bureau

General Affairs Department,

Saitama Prefectural Police Headquarters,

3-15-1, Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 330-8533,

Telephone : 048-832-0110 Ext.2243

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市外野字下二〇六番三 地 先から同市佐波字西悪戸四 一 四番一 地先まで	加須市外野字下二〇六番三 地 先から同市新利根一丁目一 番 一 地先まで		区 間
一 一・五〇 三二・〇〇	五・〇〇 一九・五〇		敷地の幅員 (メートル)
一〇二六・五〇	九八〇・七〇		延長 (メートル)
			備 考  旧道は、加須市に引き 継ぐ予定。



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十一月四日

指令川建セ第二二 九四 号

二 検査済証番号

平成二十三年四月五日

川建セ第二二 一四 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道上二一八番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月の輪七 二〇 一八リバームーン 103

陸田 健太

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第六号	平成二十三年 三月二十九日	埼玉県日高市大字上鹿山 字庚塚六八九ノ一他九六 筆	埼玉県川越建築安全セン ター

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

第七号	認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
		平成二十三年三月三十一日	埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目一番一及び一番二	埼玉県川越建築安全センター

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年二月九日

指令越建セ第二二〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年四月五日

越建セ第一二 一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原十一番三、十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間五丁目七番二十二号 ヴェルディハイツ 二〇一号

嶺岸 英典

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年四月八日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 一 日時

平成二十三年四月十四日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 平成二十三年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について
- ロ 平成二十三年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について
- ハ その他

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第89号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成23年4月8日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

平成23年5月10日(火)及び5月11日(水)

#### イ 技能審査

平成23年6月11日(土)、6月14日(火)、6月15日(水)、6月16日(木)及び6月17日(金)

#### ウ 面接審査

平成23年6月11日(土)、6月22日(水)、6月23日(木)及び6月24日(金)

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

平成23年4月8日(金)から4月22日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）